

No. 4

令和7年（6月）

# 第2回定例会議案

熊谷市

## 目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 3 8 号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度熊谷市一般会計補正予算(第8号))	財 政 課	1
第 3 9 号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理 事業特別会計補正予算(第2号))	財 政 課	5
第 4 0 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市税条例の一部を改正する条例)	市 民 税 課 資 産 税 課	9
第 4 1 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例)	資 産 税 課	1 4
第 4 2 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	保 険 年 金 課	1 7
第 4 5 号	熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例	庶 務 課	2 0
第 4 6 号	熊谷市税条例の一部を改正する条例	市 民 税 課 資 産 税 課 納 税 課	2 1
第 4 7 号	熊谷市遺児手当支給条例の一部を改正する条例	こ ども 課	2 7
第 4 8 号	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を 改正する条例	環 境 推 進 課	3 1
第 4 9 号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例	保 育 課	3 6
第 5 0 号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例	保 育 課	3 9
第 5 1 号	熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部 を改正する条例	庶 務 課	4 2
第 5 2 号	熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例	保 育 課	4 3
第 5 3 号	工事請負契約の締結について (熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事)	教 育 総 務 課 ( 契 約 課 )	5 7
第 5 4 号	工事請負契約の締結について (熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事)	教 育 総 務 課 ( 契 約 課 )	5 8

第 5 5 号	工事請負契約の締結について (熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事(1期))	教育総務課 (契約課)	59
第 5 6 号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事)	こども課	60
第 5 7 号	工事請負契約の締結についての変更について (旧妻沼清掃センター解体工事)	環境美化 センター (契約課)	61
第 5 8 号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市立勤労会館等解体工事)	市民活動 推進課 (契約課)	62
第 5 9 号	財産の取得について (災害対応特殊救急自動車)	警防課 (契約課)	63
第 6 0 号	財産の取得について (高度救命処置用資機材等)	警防課 (契約課)	64
第 6 1 号	事業契約の締結について (〔仮称〕道の駅「くまがや」整備事業(その2))	道の駅 整備室	65

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度熊谷市一般会計補正予算（第 8 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

令和6年度熊谷市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

令和6年度熊谷市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度熊谷市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和7年3月31日

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第1表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	人件費	3,581千円
		低所得者等追加支援給付金給付事業	144,393千円
	2 児童福祉費	子育て支援・保健拠点施設整備事業	536,662千円
7 商工費	1 商工費	クマPAY発行事業	7,150千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持経費	5,880千円
		道路整備事業	116,281千円
		池上地区「道の駅」整備事業	26,660千円
		池上地区「道の駅」関連道路整備事業	10,092千円
		通学路整備事業	29,045千円
	3 河川費	排水路等維持管理経費	36,801千円
	4 都市計画費	籠原駅南口線道路改良事業	86,800千円

(変更)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	新星川改修事業	7,700千円	新星川改修事業	178,070千円

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也



専決処分書

令和6年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

令和6年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和7年3月31日

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第1表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
1 区画整理費	3 上之土地区画整理費	上之土地区画整理実施事業	162,696千円

(変更)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 区画整理費	2 上石第一土地区画整理費	上石第一土地区画整理実施事業	70,000千円	上石第一土地区画整理実施事業	103,300千円

議案第 40 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

## 熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2の表中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に、「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に、「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に、「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項各号列記以外の部分中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同項第2号及び第3号中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に、「附則第16条の4第4項」を「附則第

16条の2第4項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の熊谷市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



議案第 4 1 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

専決処分書

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

## 熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成17年条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の表中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に、「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に、「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第8項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第21項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の熊谷市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 4 2 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

専決処分書

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成18年条例第176号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第22条の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 4 5 号

### 熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例

熊谷市情報公開条例（平成 1 7 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 5 項中「日から」の次に「起算して」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の第 9 条第 5 項の規定は、この条例の施行の日以後になされた第 6 条第 1 項の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）について適用し、同日前になされた公開請求については、なお従前の例による。

令和 7 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

#### 提案説明

行政情報の公開決定の期限に係る特例の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 46 号

### 熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成 17 年条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは同条第 4 項」を「、同条第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の



次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラ

ム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
  - (1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
  - (2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

#### 附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 1 6 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方  
税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条  
第12号に掲げる規定の施行の日  
（公示送達に関する経過措置）

第2条 改正後の熊谷市税条例（以下「新条例」という。）第18条の  
規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達に  
ついて適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例に  
よる。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定  
は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和  
7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第  
36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定  
親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親  
族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第  
1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるも  
のに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除  
額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以  
下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2  
第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の  
3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行  
日前に支払を受けるべき改正前の熊谷市税条例（以下「旧条例」と  
いう。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出し  
た旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書に  
ついては、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、新条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る新条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 新条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

#### 提案説明

「地方税法」の一部改正に伴い、個人の市民税に係る特定親族特別控除の新設を行うとともに、加熱式たばこに係る課税標準の特例等を設けたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 4 7 号

熊谷市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

熊谷市遺児手当支給条例（平成 1 7 年条例第 1 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「父若しくは母又は父母が共に死亡している低所得世帯にある児童についてその」を「遺児の」に、「これらの児童の生活の向上と」を「遺児の健全な育成及び」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において「遺児」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 本市に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録がなされている者をいう。次項第 1 号において同じ。）
- (2) 1 8 歳に達した日の属する会計年度の末日までにある者
- (3) 父若しくは母又は父母が共に死亡した者

2 この条例において「保護者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 遺児の親権を行う者又は未成年後見人その他の者
- (3) 現に遺児を監護し、かつ、当該遺児と生計を同じくする者
- (4) 熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 4 1 号）に基づき医療費（第 7 条において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給を受けている者

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「児童」を「遺児」に、「3, 0 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に改め、同条第 2 項中「受給資格を認定された」を「次条

の規定による申請があった」に、「受給資格が」を「第6条の規定により受給資格を」に改め、同条に次の1項を加える。

3 手当は、毎年3月及び9月の2期に、それぞれの月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支給期月でない月であっても、支給するものとする。

第4条を第3条とする。

第5条中「手当」の次に「の支給」を加え、「その旨を」を「規則で定めるところにより、」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「前条」の次に「の規定」を加え、「適否」を「可否」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、規則で定めるところにより、保護者に通知するものとする。

第6条を第5条とする。

第7条各号列記以外の部分を次のように改める。

前条第1項の規定により支給の決定を受けた保護者（以下「受給者」という。）が第2条第2項各号のいずれかに該当しなくなったときは、手当を受給する資格を喪失する。

第7条各号を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（手当の支給停止）

第7条 市長は、受給者がひとり親家庭等医療費の支給の制限を受けているときは、規則で定めるところにより、手当の支給を停止するものとする。

第8条を次のように改める。

（届出義務）

第8条 受給者は、第2条第2項各号のいずれかに該当しなくなった

ときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

2 受給者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

3 受給者は、受給者の所得、世帯等の現況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第9条中「次の各号のいずれかに該当する」を「この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した」に改め、同条各号を削る。

第10条を次のように改める。

(手当の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 受給者は、手当の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第12条 市長は、手当の支給に関し必要があると認めるときは、受給者その他の者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めがあるものを除き、改正後の熊谷市遺児手当支給条例



の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の遺児手当について適用し、施行日前の遺児手当については、なお従前の例による。

- 3 施行日の前日において改正前の第3条に規定する受給資格に該当している者であって、改正前の第5条の規定による支給の決定を受けている者が、施行日において改正後の第2条第2項（第4号を除く。）に規定する保護者に該当するときは、施行日において改正後の第4条の規定による申請があったものとみなし、令和7年度分の遺児手当を支給する。

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

#### 提案説明

遺児手当の額の引上げを行うとともに、遺児の対象年齢の拡大、保護者の受給資格の見直し等を行いたいので、この案を提出するものがあります。

## 議案第48号

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成19年条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊谷市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例

第1条中「たい積に」を「堆積に」に、「無秩序な土砂等のたい積」を「土砂等の堆積による土壌の汚染」に改め、「市民の生活の安全の確保及び」を削る。

第2条第1号及び第2号中「たい積」を「堆積」に改め、同条第3号中「たい積区域」を「堆積区域」に、「たい積を」を「堆積を」に改める。

第3条中「無秩序な土砂等のたい積」を「土砂等の堆積による土壌の汚染」に、「たい積を監視する」を「堆積を監視する」に改める。

第4条の見出し中「たい積」を「堆積」に改め、同条中「たい積を」を「堆積を」に、「そのたい積に係る土砂等の流出、崩壊その他の災害の発生」を「土砂等の堆積による土壌の汚染」に、「たい積区域」を「堆積区域」に改める。

第5条中「無秩序な土砂等のたい積により、土砂等の流出、崩壊その他の災害が発生することのないよう」を「土砂等の堆積による土壌の汚染を防止するため」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「たい積」を「堆積」に改める。

第7条から第16条までを削る。

第17条の見出し中「たい積」を「堆積」に改め、同条中「許可を受けた者は、当該許可に係る」を「土砂等の堆積を行う者は、堆積区域の面積が500平方メートルを超え3,000平方メートル未満で

ある場合においては、当該」に、「たい積に」を「堆積に」に、「たい積の」を「堆積の」に、「たい積区域」を「堆積区域」に、「規則の」を「規則で」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる土砂等の堆積については、この限りでない。

- (1) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等の堆積であって、当該事業の区域における土砂等のみを用いて行うもの
- (2) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂等の堆積であって、規則で定めるところにより市長に届け出たもの
- (3) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂等の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂等の堆積
- (4) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の堆積
- (5) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等の堆積
- (6) 前各号に掲げるもののほか、土砂等の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める土砂等の堆積

第17条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(関係書類の閲覧)

第8条 土砂等の堆積を行う者は、規則で定めるところにより、当該土砂等の堆積を行っている間、前条本文の規定により市長に届け出た書類の写しを、土砂等の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第18条から第20条までを削る。

第21条中「たい積」を「堆積」に改め、同条を第9条とする。

第22条第1項中「たい積を」を「堆積を」に、「たい積区域」を「堆積区域」に、「たい積の」を「堆積の」に改め、同条を第10条とし、

第 2 3 条を第 1 1 条とする。

第 2 4 条の前の見出し及び同条を削る。

第 2 5 条の前の見出しとして「（罰則）」を付し、同条中「又は第 1 9 条第 1 項」を削り、同条を第 1 2 条とする。

第 2 6 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「第 1 6 条第 1 項又は第 1 7 条」を「第 7 条」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「第 2 1 条」を「第 9 条」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「第 2 2 条第 1 項」を「第 1 0 条第 1 項」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条を第 1 3 条とする。

第 2 7 条を削る。

第 2 8 条中「第 2 4 条から前条まで」を「前 2 条」に改め、同条を第 1 4 条とする。

附則第 2 項の前の見出し並びに同項及び第 3 項を削る。

附則第 4 項中「並びに附則第 2 項の規定に基づきなお従前の例により行われている土砂等のたい積に係るこの条例の施行後にした行為及び前項後段の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為」を削り、同項を附則第 2 項とし、同項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第 7 条第 1 項又は第 1 0 条第 1 項の許可を受けて行われている土砂等のたい積に関する旧条例第 4 条、第 5 条及び第 9 条から第 2 2 条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（当該許可の期間が満了する

日までに旧条例第19条の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第7条第1項又は第10条第1項の許可の申請があつた場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。
- 4 施行日前に旧条例第7条第1項又は第10条第1項の規定に違反して行われた土砂等のたい積に関する旧条例第4条、第5条、第19条第2項及び第20条から第22条までの規定の適用については、なお従前の例によることができる。
- 5 施行日前にされた旧条例第19条第2項の規定による命令を受けた者に対する旧条例第21条及び第22条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 6 施行日前にした行為並びに附則第4項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（熊谷市景観条例の一部改正）

- 7 熊谷市景観条例（平成21年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3号中「次に掲げるもの」を「熊谷市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例（平成19年条例第10号）第2条第2号に規定する土砂等の堆積」に改め、同号(1)及び(2)を削る。

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

## 提案説明

「宅地造成及び特定盛土等規制法」の規定により宅地造成等工事規制区域が指定されることに伴い、土砂等のたい積に係る規制を廃止したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第49号

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第24条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第40条第1項中「第45条第3項第1号」を「第45条第3項」に、「同号」を「第45条第3項」に改める。

第45条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第45条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前

項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者が本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第45条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第57条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその



他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲 也

#### 提案説明

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、連携施設の確保に関する経過措置の適用期限を延長するとともに、保育内容支援等に係る基準の緩和等を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第50号

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該」を削り、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、連携施設の確保に関する経過措置の適用期限を延長するとともに、

保育内容支援等に係る基準の緩和を行いたいので、この案を提出する  
ものであります。

## 議案第 5 1 号

熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する  
条例

熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「日から」の次に「起算して」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後になされた個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 7 6 条第 1 項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）について適用し、同日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

令和 7 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

## 提案説明

保有個人情報の開示決定等の期限に係る特例の見直しを行いたいの  
で、この案を提出するものであります。

## 議案第 5 2 号

熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 1 9 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 2 0 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 2 1 条—第 2 4 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 2 5 条・第 2 6 条）

第 3 章 雑則（第 2 7 条・第 2 8 条）

### 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第 2 条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 2 3 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、熊谷市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設

けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者の非常災害対策)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、



取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、

必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（事業所外で調理し乳児等通園支援事業所に搬入する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えな

ければならない。

(運営規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
  - (2) 提供する乳児等通園支援の内容
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
  - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
  - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (帳簿の整備)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことが

ないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### (設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる

施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各

	号に規定する構造の屋外階段
避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若し

くは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(8) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに



該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この項において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号）第194条においてその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 埼玉県の子童福祉法施行条例（保育所に係るものに限る。）
- (2) 認定こども園 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成18年埼玉県条例第67号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）  
（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雑則

(暴力団等の排除)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者と不適切な関係を有すると認められるものであってはならない。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の

有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

「児童福祉法」の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第53号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 名 称         | 熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事                               |
| 2 | 場 所         | 熊谷市末広三丁目4番1号                                      |
| 3 | 概 要         | (1) 内装改修工事<br>(2) 外壁改修工事<br>(3) 塗装改修工事<br>(4) その他 |
| 4 | 契 約 金 額     | 607,640,000円                                      |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 熊谷市上根102番地<br>田部井建設株式会社<br>代表取締役 田部井 俊 一          |

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第54号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 名 称         | 熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事                                |
| 2 | 場 所         | 熊谷市月見町二丁目174番地                                    |
| 3 | 概 要         | (1) 内装改修工事<br>(2) 外壁改修工事<br>(3) 塗装改修工事<br>(4) その他 |
| 4 | 契 約 金 額     | 474,100,000円                                      |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 熊谷市村岡306番地1<br>株式会社 ケーゲーエム<br>代表取締役 小林正裕          |

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第55号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- 1 名 称 熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（1期）
- 2 場 所 熊谷市佐谷田1030番地
- 3 概 要 (1) 内装改修工事  
(2) 外壁改修工事  
(3) 塗装改修工事  
(4) その他
- 4 契約金額 383,900,000円
- 5 契約の相手方 熊谷市石原1194番地  
大和建設株式会社  
代表取締役 小川善司

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 56 号

### 工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和 6 年議決第 38 号・令和 6 年一部変更議決第 121 号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「4 契約金額 4,942,058,715 円」を

「4 契約金額 5,001,326,715 円」に変更する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

### 提案説明

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第57号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和6年議決第42号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「4 契約金額 335,027,000円」を

「4 契約金額 337,040,000円」に変更する。

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

## 提案説明

旧妻沼清掃センター解体工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。



## 議案第58号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和7年議決第31号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「4 契約金額 239,800,000円」を

「4 契約金額 242,880,000円」に変更する。

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

## 提案説明

熊谷市立勤労会館等解体工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第 59 号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 目 的    | 災害対応特殊救急自動車の配備   |
| 2 | 品目及び数量 | 災害対応特殊救急自動車 1台   |
| 3 | 取得価格   | 19,855,000円  |
| 4 | 契約の相手方 | さいたま市中央区下落合四丁目24番15号<br>日産プリンス埼玉販売株式会社 法人営業部<br>部長 飯 島 誠 |

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

災害対応特殊救急自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第60号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 目 的    | 災害対応特殊救急自動車の配備   |
| 2 | 品目及び数量 | 高度救命処置用資機材等 1組   |
| 3 | 取得価格   | 20,680,000円  |
| 4 | 契約の相手方 | さいたま市北区東大成町二丁目637番地1<br>日本船舶薬品株式会社 関東営業所<br>所長 飯 沼 誠 一 |

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

災害対応特殊救急自動車に搭載する高度救命処置用資機材等を取得したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第61号

### 事業契約の締結について

次のとおり事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議決を求める。

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 名 称         | （仮称）道の駅「くまがや」整備事業（その2）                       |
| 2 | 場 所         | 熊谷市池上地内                                      |
| 3 | 概 要         | (1) 建築工事<br>(2) 建築工事の監理                      |
| 4 | 契 約 金 額     | 1,982,312,605円                               |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 熊谷市太井1827番地<br>熊谷RSマネジメント株式会社<br>代表取締役 林 隆 志 |
| 6 | 契 約 期 間     | 契約締結の日から令和25年3月31日まで                         |

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

### 提案説明

（仮称）道の駅「くまがや」整備事業の事業契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

